

2016年1月6日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—最低賃金情報—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

中国各省市の最低月額賃金

(2016年1月)

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国各省市の最低月額賃金は、次ページ図表のとおりです。最低賃金を確認する上での注意点や関連する主な政策・規定は以下のとおりです。

- ◆ 各省・自治区の最低賃金は、地域内の経済格差が大きいことを反映して、複数の基準額が設定されていますが、図表ではその中で最も高い金額（主に省都で適用）を表記しています
- ◆ 最低賃金は、時間外労働賃金や夜勤手当、特殊な労働環境に対する手当、国家规定の福利待遇等を除いた金額になります。社会保険料の個人負担分や住宅積立金については、地域によって最低賃金に含まれる場合と含まれない場合があるため、確認が必要です（上海の場合、通達にて最低賃金に含まれない旨を明記）
- ◆ 『最低賃金規定』（労働社会保障部令第21号、2004年3月1日施行）は、最低賃金基準を少なくとも2年に1度、調整するよう義務付けています（第10条）
- ◆ 『人的資源および社会保障事業発展の第12次五カ年計画要綱』（人社部発[2011]71号、2011年6月公布）は、第12次五カ年計画（2011～2015年）において最低賃金基準の引き上げ率を年平均13%以上に、最低賃金基準を都市就業人員平均賃金の40%以上にする目標を掲げていました

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

(単位：元)

	省市名	最新調整月	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
華北	北京	2015年4月		1,720	1,560	1,400	1,260	1,160
	天津	2015年4月		1,850	1,680	1,500	1,310	1,160
	河北	2014年12月		1,480	1,480	1,320	1,320	1,100
	山西	2015年5月		1,620	1,450	1,290	1,125	980
	内モンゴル	2015年7月		1,640	1,500	1,350	1,200	1,050
東北	黒龍江	2015年10月		1,480	1,160	1,160	1,160	880
	吉林	2015年12月		1,480	1,320	1,320	1,150	1,000
	遼寧	2016年1月	1,530	1,300	1,300	1,300	1,100	1,100
華東	上海	2015年4月		2,020	1,820	1,620	1,450	1,280
	江蘇	2016年1月	1,770	1,630	1,630	1,480	1,320	1,140
	(蘇州)	2016年1月	1,820	1,680	1,680	1,530	1,370	1,140
	浙江	2015年11月		1,860	1,650	1,470	1,310	1,310
	山東	2015年3月		1,600	1,500	1,380	1,240	1,100
	福建	2015年7月		1,500	1,320	1,320	1,200	1,100
華南	広東	2015年5月		1,895	1,550	1,550	1,300	1,300
	深圳	2015年3月		2,030	1,808	1,600	1,500	1,320
	広西	2015年1月		1,400	1,200	1,200	1,000	820
	海南	2015年1月		1,270	1,120	1,120	1,050	830
中部	河南	2015年7月		1,600	1,400	1,240	1,080	1,080
	安徽	2015年11月		1,520	1,260	1,260	1,010	1,010
	江西	2015年10月		1,530	1,390	1,230	870	720
	湖北	2015年9月		1,550	1,300	1,300	1,250	1,100
	湖南	2015年1月		1,390	1,265	1,265	1,160	1,020
西北	陝西	2015年5月		1,480	1,280	1,150	1,000	860
	甘肅	2015年4月		1,470	1,350	1,200	980	760
	寧夏	2015年7月		1,480	1,300	1,300	1,100	900
	青海	2014年5月		1,270	1,270	1,070	1,070	920
	新疆	2015年7月		1,670	1,520	1,520	1,340	1,160
西南	重慶	2016年1月	1,500	1,250	1,250	1,050	1,050	870
	四川	2015年7月		1,500	1,400	1,200	1,050	850
	貴州	2015年10月		1,600	1,250	1,030	930	930
	雲南	2015年9月		1,570	1,420	1,265	1,100	950
	チベット	2015年1月		1,400	1,200	1,200	1,200	950

※2016年以外の金額は、12月31日時点の基準額です

(各地の通貨、CEICに基づき、中国アドバイザー一部作成)

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。